

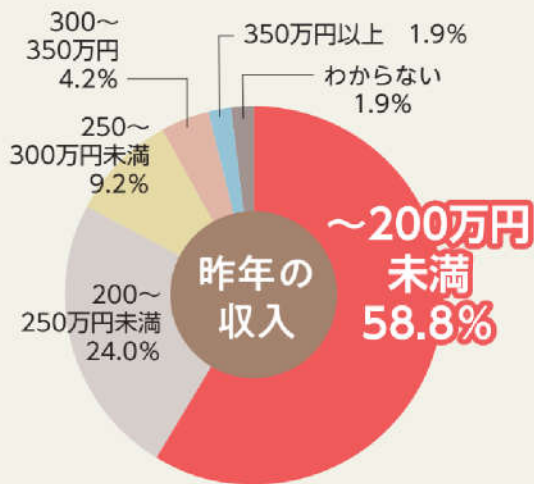
期間業務職員も会計年度任用職員も臨時的任用教員も

すべての非正規公務員の雇用の安定と処遇の改善で

安心して

もっと ずっと いい仕事を！

非正規公務員制度は、おかしなことがいっぱい！



自治労連会計年度任用職員2022アンケートより

非正規公務員の6割が  
年収200万円未満  
なんだって！

もっと 安心して  
生活できる労働条件に  
してほしい！



次の年度には  
仕事がないのでは…  
「雇止め」に怯えながら  
働いています

ずっと この職場で  
働きたい！

公務の非常勤職員



民間の有期労働者



国公務連作成

「非正規公務員」とは？

国や自治体などの公的な機関で、フルタイムまたはパートタイムで働く有期雇用(任用)の公務員。制度によって「期間業務職員」「会計年度任用職員」「臨時的任用教員」等と呼ばれます。公務員全体の約2割(約80万人)を占め、公務の仕事を支えています。

# 非正規公務員の制度はおかしなことばかり

増え続ける非正規公務員(地方公務員)



**もっと**

10月から最低賃金が上がったはずなのに、それ以下の時給ではたらかされています。わたしたちに、最低賃金以下の生活しろってことなんですか? マジで許せません!  
(会計年度任用職員)

**ずっと**

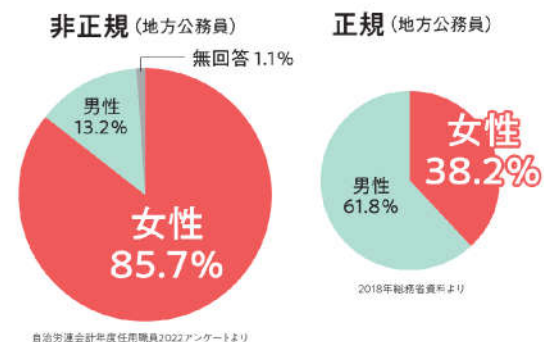
ことしも「公募」の案内が届きました。第一次選考は民間委託で行うそうです。図書館司書として努力を続けてきましたが、司書の専門性や経験が評価されるか不安な毎日です。  
(会計年度任用職員)

冬の厳しさや物価高騰、病気にかかってしまうことは正規と同じです。寒冷手当や住居手当も支給されず、病気休暇が無給なんて信じられません。これでは安心して働き続けられません! (期間業務職員)

“無期転換ルール”が認められないことに疑問を抱いています。今のままでは、年度末のたびに“小さな不安”を、3年ごとの公募の際には“大きな不安”を抱えながら過ごさなくてはなりません。  
(期間業務職員)

そのほとんどが女性!  
まさに「ジェンダー不平等」の象徴!

# この仕事をこの職場で続けたいから



**だから**

おかしなことを変えるために  
全労連公務部会はこう考えます!

- 「官製ワーキングプア」と呼ばれる低すぎる処遇、7割以上を女性が占める事実は、行政による女性労働に対する経済的差別ともいえます。「男女の賃金格差」の是正、ジェンダー平等の視点からのとりくみをすすめましょう!
- 安定した行政サービスや教育を持続的に提供するためには、非正規公務員の知識・経験の発揮が求められます。「3年目の壁」はもとより、更新ごとに「公募」することを止めさせ、安心して知識と経験を活かして働き続けられる制度をつくっていきましょう!

公務労組連絡会のホームページから「投言」を見てね。

大きい  
「正規と非正規」の賃金格差

	男性	女性
平均給与	550万円(100)	384万円(70)
	228万円(100)	153万円(67)

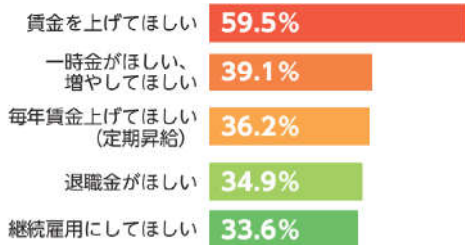
( )内は男性を100としたときの比率。2020年年初給与実態調査から(全労連ジェンダー平等推進学習・インプット)

際立つ「男女」の賃金格差



「ここを変えたい!」  
寄せられたみなさんの声...

アンケートに寄せられた改善してほしいこと TOP5



※自治労連会計年度任用職員2022アンケートより  
「あなたが改善してほしいことは何ですか?」(3つまで回答可)という問いに対する回答から

**みんなで**

集めた思いが、自治体や省庁だけでなく、政府まで動かしはじめています!

①光がさした会計年度任用職員の一時金(ボーナス)の改善  
公務部会もとりくんだ署名の大きな成果!

国の期間業務職員と同じように、会計年度任用職員にも勤怠手当が支給できるようにする法改正に向けた閣議決定が行われました。(2022年12月20日)

③総務省に「3年目の壁」などに対する考え方を示しました

再度の任用について、地域の实情に応じつつ勤務実績を考慮して選考を行うことが可能であることに言及されました。同時に、雇用の壁となっている「3年目の公募」に係る総務省マニュアルも改定させ公募が必須でないことに言及されました。

②公務でも最低賃金を下回る状況はダメ!  
たとえば、茨城県内の自治体では改善をさせました

公務部会として人事院・政府などに指摘してきたことや、記者発表を通しての新聞報道などの結果、地域の实情等に最低賃金が含まれることを総務省に言及させました。

岸田首相も施政方針演説で  
非正規雇用の正規化に言及!

物価上昇を超える賃上げが必要! 公的セクターや、政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げます。希望する非正規雇用の方の正規化に加え…女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消、そして、男女間の賃金格差の是正は喫緊の課題です。(要旨)

②-③総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について(通知)」(2022年12月23日)

あなたの  
もっと  
ずっと  
をか  
なえ  
ませ  
んか！

おかしい  
ことを  
変えて



なるほど。  
みんなで声をあげれば  
変えられるんだね！



労働組合（郵政ユニオン）  
のなかまが  
裁判をたたかって、  
不合理な格差はダメって、  
判決を勝ち取ったんだよ！

## 「正規」と「非正規」の格差、なくさなきゃ！

正規職員にはある手当や休暇が、非正規職員には認められない……それを知って理不尽だと感じたことはありませんか？

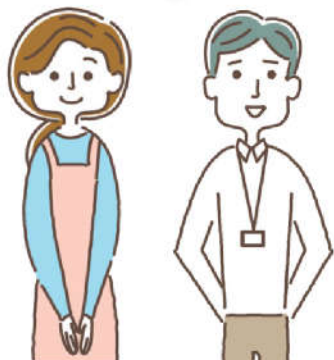
実は、民間企業などには、そうした「不合理な待遇差」を禁止する法律（パートタイム・有期雇用労働法）が施行されています。もとは公務職場だった郵便局（日本郵便）では、労働組合（郵政ユニオン）のなかまが裁判をたたかい、多くの手当・休暇の格差について「不合理」だと裁判所に認めさせました（表）。

パート有期法は公務員には適用されませんが、「正規」と「非正規」の不合理な待遇差をなくす必要性は同じです。一人ひとりが声をあげることで変えていきます。

待遇格差訴訟の最高裁判決

原告	対象	判断
日本郵便 契約社員	扶養手当	○
	年末年始 勤務手当	○
	夏期休暇	○
	祝日給	○
	病気休暇	○
	住居手当	○
		正社員と職務内容に相 応の相違があっても、 手当の不支給や休暇を 与えないことは不合理
		高裁で確定

「おかしい」と思ったら！  
まずは労働組合に  
ご相談を



なかまといっしょなら  
変えられる！

「おかしい」と思っているあなたへ  
そう感じているのは、あなただけではありません！  
その思いを集めれば「おかしい」を変えられます。労働  
組合に入って、いっしょに声をあげませんか！



労働組合はみなさんの味方です！

労働相談ホットライン  
0120-378-060

相談無料  
秘密厳守

ZENROREN 全労連公務部会

自治労連・全教・国公労連・特殊法人労連・郵政ユニオン

〒113-0034  
東京都文京区湯島2-4-4  
TEL (03) 5842-5639  
<http://www.komuroso.org>

私たち公務の職場で働く労働者は  
住民のいのちとくらしを守る  
公務・公共サービス、教育の拡充を求めています